

京都府公立大学法人教職員退職手当規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第 3 号。以下「就業規則」という。）第 23 条に規定する教職員の退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程の規定に基づく退職手当は、常勤の教職員（就業規則第 33 条並びに附則第 5 項及び第 6 項の規定により再雇用された教職員及びこれに相当する教職員として理事長が別に定めるものを除く。以下「教職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族。）に支給する。

2 常勤を要しない者のうち、教職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令等の規定に基づき、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日以上ある月が引き続いて 12 月を超える者は、教職員とみなして、この規程（第 6 条中 11 年以上 25 年未満の期間勤続した者の通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第 7 条中業務上の傷病（厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項及び第 7 条において同じ。）又は死亡による退職に係る部分並びに 25 年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

(遺族の範囲及び順位)

第 2 条の 2 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 教職員を故意に死亡させた者
- (2) 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によつてこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第3条 この規程の規定に基づく退職手当は、この規程の規定に基づきその支給を受けるべき者の申出により口座振込の方法により支払うことができる。

- 2 次条及び第15条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第21条の規定による退職手当は、教職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第9条まで及び第11条から第13条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第14条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（給料が日額又は月手当額で定められている者については、給料の日額の21日分又は月手当額のそれぞれ8割5分に相当する額とし、教職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とし、育児短時間勤務等の期間においては育児短時間勤務等をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
 - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
 - (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
 - (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
 - (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
 - (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120
- 2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第23条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
 - (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
 - (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（就業規則第29条及び京都府公立大学法人教職員定年規程（以下「定年規程」という。）第2条の規定により退職した者（定年規程第3条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準じる他の法令の規定に基づき退職した者、任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって別に定めるものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
 - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
 - (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、又は死亡（業務上の死亡を除く。）により退職したものに対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第7条 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合において、あらかじめ別に定めた計画に基づき退職した者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続し退職した者（就業規則第29条及び定年規程第2条の規定により退職した者（定年規程第3条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準じる他の法令の規定に基づき退職した者、任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって別に定めるものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、又は死亡により退職したもの（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第8条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程等が制定された場合において、当該規程等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は地方公務員等（第19条第1項に規定する地方公務員等をいう。以下同じ）として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第16条第5項の規定により教職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第23条第1項若しくは第25条第

1 項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第 21 条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間を除く。）をいう。

- (1) 教職員としての引き続いた在職期間
- (2) 地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 京都府公立大学法人（以下「法人」という。）の役員としての引き続いた在職期間
- (4) 前 3 号に掲げる期間に準じるものとして別に定める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第 9 条 第 7 条第 1 項に規定する者（25 年以上勤続し、任期を終えて退職した者を除く。）のうち、定年に達する日から 6 月前までに退職した者であつて、その勤続期間が 25 年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から 15 年を減じた年齢以上であるものに対する同条第 1 項及び前条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 7 条第 1 項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2（退職日給料月額が京都府公立大学法人教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 6 条第 1 項第 6 号に規定する指定職給料表（以下「指定職給料表」という。）4 号給の額以上である者にあつては、100 分の 1）を乗じて得た額の合計額
第 8 条第 1 項第 1 号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2（特定減額前給料月額が指定職給料表 4 号給の額以上である者にあつては、100 分の 1）を乗じて得た額の合計額
第 8 条第 1 項第 2 号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2（退職日給料月額が指定職給料表 4 号給の額以上である者にあつては、100 分の 1）を乗じて得た額の合計額に、
第 8 条第 1 項第 2 号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（勸奨の要件）

第 10 条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、別に定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

（退職手当の基本額の最高限度額）

第 11 条 第 5 条から第 7 条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に 60 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第 12 条 第 8 条第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる同項第 2 号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60 以上 特定減額前給料月額に 60 を乗じて得た額
- (2) 60 未満 特定減額前給料月額に第 8 条第 1 項第 2 号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 13 条 第 9 条に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 11 条	第 5 条から第 7 条まで	第 9 条の規定により読み替えて適用する第 7 条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2（退職日給料月額が指定職給料表 4 号給の額以上である者にあつては、100 分の 1）を乗じて得た額の合計額
	これらの	第 9 条の規定により読み替えて適用する第 7 条の
第 12 条	第 8 条第 1 項の	第 9 条の規定により読み替えて適用する第 8 条第 1 項の
	同項第 2 号イ	第 9 条の規定により読み替えて適用する同項第 2 号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 12 条第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2（特定減額前給料月額が指定職給料表 4 号給の額以上である者にあつては、100 分の 1）を乗じて得た額の合計額
第 12 条第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2（特定減額前給料月額が指定職給料表 4 号給の額以上である者にあつては、100 分の 1）を乗じて得た額の合計額
	第 8 条第 1 項第 2 号イ	第 9 条の規定により読み替えて適用する第 8 条第 1 項第 2 号イ及び退職日給料月額並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2（退職日給料月額が指定職給料表 4 号給の額以上である者にあつては、100 分の 1）を乗じて得た額の合計額
	及び退職日	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定めら

給料月額	れているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（退職日給料月額が指定職給料表4号給の額以上である者にあつては、100分の1）を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第9条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

（退職手当の調整額）

第14条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第8条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第18条の規定による休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同規則第39条の規定による停職その他これらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- （1） 第1号区分 95,400 円
- （2） 第2号区分 78,750 円
- （3） 第3号区分 70,400 円
- （4） 第4号区分 65,000 円
- （5） 第5号区分 59,550 円
- （6） 第6号区分 54,150 円
- （7） 第7号区分 43,350 円
- （8） 第8号区分 32,500 円
- （9） 第9号区分 27,100 円
- （10） 第10号区分 21,700 円
- （11） 第11号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第8条第2項第2号から第4号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において教職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる教職員の区分については、別表のとおりとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- （1） 退職した者のうち自己都合退職者（第5条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- （2） 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 0
- （3） 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- （4） 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 前各項に定めるもののほか、この条の規定に基づく退職手当の調整額の計算に関し必要な事項については職員の退職手当の調整額に関する規則（京都府人事委員会規則6－88）の規定を準用

する。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第 15 条 第 7 条第 1 項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第 4 条、第 7 条、第 8 条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間 1 年未満の者 100 分の 270
- (2) 勤続期間 1 年以上 2 年未満の者 100 分の 360
- (3) 勤続期間 2 年以上 3 年未満の者 100 分の 450
- (4) 勤続期間 3 年以上の者 100 分の 540

2 前項の「基本給月額」とは、給与規程の適用を受ける教職員については同規程に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいい、その他の教職員については給料日額の 21 日分に相当する額又は月手当額をいう。

(勤続期間の計算)

第 16 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 教職員が退職した場合(第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となったとき(教職員としての身分を異にする場合を除く。)は、前 2 項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前 3 項の規定による在職期間のうちに休職月が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数(就業規則第 18 条第 5 号に規定する休職期間及びこれに準じる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間並びに自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が別に定める要件に該当しない場合及び配偶者同行休業の期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。))が 1 以上あった場合はその月数、育児休業をした期間のうち当該育児休業に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間についてはその月数の 3 分の 1 に相当する月数)を、高齢者部分休業をした期間のある月(月の全期間を通じて高齢者部分休業をした月に限る。))が 1 以上あったときはその月数の 2 分の 1 に相当する月数を、育児短時間勤務等をした期間のある月(月の全期間を通じて育児短時間勤務等をした月に限る。))が 1 以上あったときはその月数の 3 分の 1 に相当する月数を前 3 項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に 1 年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が 6 月以上 1 年未満(第 5 条第 1 項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))又は第 7 条第 1 項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1 年未満)の場合には、これを 1 年とする。
- 6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(勤続期間の計算の特例)

第 17 条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は前条第 1 項に規定する教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第 2 条第 2 項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて 12 月を超

えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常勤を要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて教職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの、その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第18条 地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 2 前条の規定は、地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(地方公共団体等から復帰した教職員等の在職期間の計算)

第19条 教職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて地方公共団体、地方独立行政法人、国、独立行政法人又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等(以下「地方公共団体等」という。)に使用される者(以下「地方公務員等」という。)となるため退職し、かつ、引き続き当該他の地方公務員等として在職(その者が更に引き続き当該地方公務員等以外の他の地方公共団体等の地方公務員等として在職した場合を含む。)した後、地方公共団体等の要請に応じて、引き続いて再び教職員となるために退職し、教職員となった者の第16条第1項の規定による在職期間の計算については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、地方公共団体等の退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、教職員が理事長の要請に応じ引き続いて当該地方公共団体等に使用されることとなった場合に、教職員としての勤続期間を当該地方公共団体等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている場合に限る。

- 2 地方公務員等が、地方公共団体等の要請に応じ、引き続いて教職員となるため退職し、かつ、引き続いて教職員となった場合におけるその者の第16条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、その者の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、この場合にあっても、地方公共団体等の退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、教職員が理事長の要請に応じ引き続いて当該地方公共団体等に使用されることとなった場合に、教職員としての勤続期間を当該地方公共団体等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている場合に限る。

- 3 前2項の場合における地方公務員等としての在職期間については、第16条(第5項を除く。)の規定を準用して計算するものとする。

第20条 削除

(予告を受けない退職者の退職手当)

第21条 教職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当の額に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(定義)

第22条 この条から第28条までにおいて、懲戒解雇等処分とは、就業規則第39条の規定による懲戒解雇の処分その他の教職員としての身分を当該教職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第 23 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒解雇等処分を受けて退職をした者

(2) 就業規則第 34 条第 1 項の規定による失職又はこれに準じる退職をした者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を法人の事務所の掲示板に掲示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲示をした日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第 24 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 教職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生じると認めるとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の教職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第 2 号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前 3 項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消し

を申し立てることができる。

- 5 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた場合、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過したとき。
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を行つた場合、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

- 第25条** 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第23条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し懲戒解雇処分（以下「定年前再雇用短時間勤務教職員に対する解雇処分」という。）を受けたとき。
 - (3) 理事長が、当該退職をした者（定年前再雇用短時間勤務教職員に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第23条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第23条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第26条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第23条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再雇用短時間勤務教職員に対する解雇処分を受けたとき。
 - (3) 理事長が、当該退職をした者（定年前再雇用短時間勤務教職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
 - 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 第23条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第27条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第23条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- 2 第23条第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第28条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第26条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当

等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第26条第3項又は前条第3項において準用する意見聴取のための通知を受けた場合において、第26条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第24条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再雇用短時間勤務教職員に対する解雇処分を受けた場合において、第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再雇用短時間勤務教職員に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第23条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第23条第2項並びに第26条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

- 8 理事長は、第1項から第5項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

(教職員が退職した後に引き続き教職員となった場合等における退職手当の不支給)

第29条 教職員が退職した場合(第23条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となったとき(教職員としての身分を異にする場合を除く。)は、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

- 2 教職員が、引き続いて地方公務員等となった場合において、その者の教職員としての勤続期間が当該地方公務員等に対する退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準により、当該地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第30条 この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者及び平成25年3月31日において京都府組織規程(昭和30年京都府規則第32号)第120条に規定する京都府立与謝の海病院に京都府職員として勤務し、引き続き平成25年4月1日付けで法人の教職員となった者(以下「承継教職員等」という。)の退職手当については、職員の退職手当に関する条例(昭和31年京都府条例第30号。以下「京都府退職手当条例」という。)その他京都府職員に適用される退職手当に関する規定の例によるものとする。この場合において、承継教職員等として勤務した期間を京都府職員として勤務したとみなす。
- 3 承継教職員等のうち、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者については法人の成立の日から、平成25年3月31日において京都府組織規程(昭和30年京都府規則第32号)第120条に規定する京都府立与謝の海病院に京都府職員として勤務し、引き続き平成25年4月1日付けで法人の教職員となった者については平成25年4月1日から、雇用保険法(昭和49年法律第116号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に法人を退職した者であって、その退職の日まで京都府の職員として在職した者としたならば京都府退職手当条例第11条の規定による退職手当の支給を受けることができる者に対しては、同条例の例により算出した退職手当の額に相当する退職手当を支給する。
- 4 第2条第2項の規定により同条第1項の教職員とみなされる者以外の常勤を要しない者の同条第2項に規定する勤務した日が引き続いて6月をこえるに至った場合には、当分の間、その者を同条第2項の教職員とみなして、この規程を適用する。この場合において、その者に対する第5条から第9条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する額とする。
- 5 前項の規定の適用を受ける者に対する第2条の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。
- 6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第5条から第9条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第15条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに規則第6項」とする。
- 7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第5条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第8条の規定により計算した額に前項に定

める割合を乗じて得た額とする。

- 8 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者で第 7 条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 6 項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 9 教職員が退職した場合において、その者が平成 18 年 4 月 1 日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年京都府条例第 3 号)による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第 3 条から第 5 条の 2 まで及び附則第 29 項から第 31 項まで、附則第 10 項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 36 年京都府条例第 10 号。以下「条例第 10 号」という。)附則第 2 項の規定、附則第 11 項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 48 年京都府条例第 37 号。以下「条例第 37 号」という。)附則第 5 項から第 8 項まで並びに附則第 12 項の規定による改正前の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成 15 年京都府条例第 33 号。以下「条例第 33 号」という。)附則第 17 項の規定の例により計算した退職手当の額が、第 4 条から第 9 条まで及び第 11 条から第 15 条まで並びに附則第 6 項から第 8 項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 10 教職員が平成 20 年 4 月 1 日以後平成 21 年 3 月 31 日までの間に退職した場合において、その者についてのこの規程の規定より計算した新退職手当額がその者が平成 18 年 4 月 1 日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第 3 条から第 5 条の 2 まで及び附則第 29 項から第 31 項まで、附則第 10 項の規定による改正前の条例第 10 号附則第 2 項、附則第 11 項の規定による改正前の条例第 37 号附則第 5 項から第 8 項まで並びに附則第 12 項の規定による改正前の条例第 33 号附則第 17 項の規定により計算した退職手当の額(以下「旧条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
- (1) 退職した者でその勤続期間が 25 年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が 10 万円を超える場合には、10 万円)
- ア 第 14 条の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 5 に相当する額
- イ 新退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- (2) 退職した者でその勤続期間が 24 年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が 50 万円を超える場合には、50 万円)
- ア 第 14 条の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 30 に相当する額
- イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- 11 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間(平成 18 年 4 月 1 日以後の期間に限る。)」とする。
- 12 第 14 条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成 8 年 4 月 1 日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 項	その者の基礎在職期間 (	平成 8 年 4 月 1 日以後のその者の基礎在職期間 (
第 2 項	基礎在職期間	平成 8 年 4 月 1 日以後の基礎在職期間

- 13 当分の間、第6条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳（庁中警備、用庁務、看護業務補助その他の労務に従事する職員（以下「労務職員」という。）にあつては63歳）に達した日以後における最初の3月31日以後にその者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則第13項」とする。
- 14 当分の間、第7条第1項の規定は、25年以上勤続した者であつて、60歳（労務職員にあつては63歳）に達した日以後における最初の3月31日以後にその者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則第14項」とする。
- 15 前2項の規定は、教員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。
- 16 給与規程附則第8項の規定による職員の給料月額の変改（次項において「給料月額7割措置」という。）は、第8条に規定する「給料月額の減額改定」に該当しないものとする。
- 17 当分の間、退職した者の基礎在職期間中に、7割措置減額（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されることをいう。以下この項において同じ。）をされたことがある場合において、7割措置前給料月額（7割措置減額を受けた日の前日におけるその者の給料月額をいう。以下この項において同じ。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第5条から第8条まで及び附則第13項から前項までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。
- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第7条まで並びに附則第13項から前項までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額（アにおいて「特定減額前給料月額基礎退職手当基本額相当額」という。）（特定減額前給料月額が7割措置前給料月額よりも多い者にあつては、次に掲げる額の合計額）
- ア 特定減額前給料月額基礎退職手当基本額相当額
- イ 7割措置前給料月額に、(ア)に掲げる割合から(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- (ア) その者が7割措置減額を受けた日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第5条から第7条まで並びに附則第13項から前項までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の7割措置前給料月額に対する割合
- (イ) アに掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- ア その者に対する退職手当の基本額が第5条から第7条まで並びに附則第13項から前項までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
- イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合（特定減額前給料月額が7割措置前給料月額よりも多い者にあつては、前号イ(ア)に掲げる割合）
- 18 当分の間、第9条及び第13条の規定の適用については、第9条中「定年に達する日」とあるのは「定年（労務職員以外の職員にあつては60歳とし、労務職員にあつては63歳とし、教員にあつては65歳とする。）に達する日」と、同条の表第7条第1項の項、第8条第1項第1号の項及び第8条第1項第2号の項並びに第13条の表第11条の項、第12条第1号の項及び第12条第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」

とあるのは「その者に係る定年（労務職員以外の職員にあつては 60 歳とし、労務職員にあつては 63 歳とし、教員にあつては 65 歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とする。

- 19 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 9 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「15 年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	11 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	12 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	13 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	14 年

附 則（平成 21 年 10 月 15 日規程 16-1）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 17 日規程 16-2）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の教職員退職規程（以下この項において「改正後の規程」という。）附則第 6 項、第 7 項及び第 8 項の規定の適用については、改正後の規程附則第 6 項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 3 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 12 月 1 日から平成 26 年 8 月 31 日までの間においては「100 分の 92」とする。
- 3 改正後の規程附則第 9 項の規定の適用については、改正後の規程附則同項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 3 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 12 月 1 日から平成 26 年 8 月 31 日までの間においては「100 分の 92」と、「104 分の 87」とあるのは、平成 25 年 3 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間においては「104 分の 98」と、同年 12 月 1 日から平成 26 年 8 月 31 日までの間においては「104 分の 92」とする。
- 4 当分の間、42 年を超える期間勤続して退職した者で改正後の規程第 5 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が改正後の規程第 7 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を 35 年として改正後の退職手当規程附則第 6 項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則（平成 25 年 3 月 21 日規程 16-3）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日規程 16-4）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 15 日規程 16-5）

この規程は、平成 27 年 10 月 15 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 11 日規程 16-6）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 26 日規程 16-7）

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 17 日規程 16-8）

- 1 この規程は、令和 4 年 3 月 17 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において現に指定職給料表が適用される教職員（指定職給料表以外の給料表が適用される教職員から引き続いて指定職給料表が適用される教職員となった者に限る。）について、当該指定職給料表が適用される教職員としての任期満了後に引き続き教職員となる場合は、改正後の京都府公立大学法人退職手当規程の規定にかかわらず、当該任期満了までの在職期間について、この規程による改正前の京都府公立大学法人退職手当規程の規定に基づき、退職手当を支給する。
- 3 前項に規定する者が、当該任期満了後に引き続き身分を同じくする教職員になった場合、当該任期満了後に引き続き任期に係る第 14 条第 4 項第 1 号の適用については、同号中「勤続期間」とあるのは「勤続期間（退職手当の調整額の基礎となる勤続期間の前に、指定職給料表が適用される教職員として引き続く勤続期間がある場合は当該期間を含む。）」とする。

附 則（令和 5 年 3 月 16 日規程 16-9）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 21 日規程 16-10）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 1 日規程 16-11）

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。